

令和3年度(2021年度)
包括外部監査報告書
(概要版)

「指定管理者制度に関する事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 青山伸一

目次

第 1 外部監査の概要	7
1.外部監査の種類	7
2.選定した特定の事件(監査のテーマ)	7
(1)選定した特定の事件(監査テーマ)	7
(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	7
3.外部監査の対象部署等	8
(1)指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び対象施設	8
(2)直営で管理している公の施設の所管部署	11
(3)総務部総務課	11
4.外部監査の対象期間	11
5.外部監査の実施期間	11
6.外部監査の基本的な視点	12
(1)「制度の導入」における監査の視点	12
(2)「条例等の整備」における監査の視点	12
(3)「指定管理者の選定」における監査の視点	13
(4)「協定書の締結」における監査の視点	14
(5)「業務の実施」における監査の視点	14
7.実施する主な監査手続	17
(1)概要の把握	17
(2)町田市の公の施設全体の状況の把握	17
(3)関連資料の確認と現場監査	17
(4)報告書のとりまとめ	18
8.外部監査の補助者	18
9.利害関係	18
第 2 選定した特定の事件の概要	19
1.指定管理者制度の概要	19
(1)指定管理者制度とは	19
(2)公の施設とは	19
(参考)「公の施設」と「公共用財産」の関係	19
(3)指定管理者制度が導入される以前との違い	20
(4)指定管理者制度の意義	21
(5)指定管理者になることができる団体	21
(6)指定管理者の位置づけ	21
(7)指定管理者が行う業務	22

(8)指定管理者が行うことができない業務.....	22
(9)利用料金制と指定管理料.....	22
(10)総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の公表.....	23
2.町田市の指定管理者制度の運用.....	23
(1)指定管理者制度の導入及び基本の方針の策定.....	23
(2)これまでの取組.....	23
3.町田市の公の施設の状況と指定管理者制度導入の状況.....	26
第3 監査結果の概要.....	32
1. 指摘事項及び意見の件数.....	32
2. 指摘事項及び意見の要約.....	32

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として四捨五入で表示している。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

第1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1)選定した特定の事件(監査テーマ)

「指定管理者制度に関する事務の執行について」

(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上及び管理運営費の縮減等を図ることを目的として、2003年に創設された。

町田市においても、2004年6月に「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」を策定し、原則公募により、指定管理者制度の導入を進めている。2008年度には、指定管理者制度の本格的な運用期に入ったことから、外部の有識者の関与を入れることにより、選定過程の透明性・公平性の確保に努めるため、当初の制度導入に焦点を当てた方針を見直し、2008年6月に新たに「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を策定している。

町田市が指定管理者制度の本格的な運用を始めて10年以上が経過していることから、指定管理者制度が導入された施設について、制度運用上の課題や問題点を明らかにした上で、有効性や効率性を検証する必要がある。

また、個々の施設の監査に加えて、指定管理者制度が導入された施設に共通的な課題を抽出することで、将来の指定管理者制度の運用について総合的に検討することも意義があると考えられる。

以上により、指定管理者制度に関する事務の執行について検討することは意義があると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

3.外部監査の対象部署等

(1)指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び対象施設

以下の施設を除き、指定管理者制度を導入している施設の所管部署を監査対象とした。

(監査対象から除外した施設)

- ・2020年度の包括外部監査対象の外郭団体が指定管理者となっている施設
- ・2021年度における候補者選考委員会または評価委員会の対象施設
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が想定される施設のうち、特に配慮が必要な高齢者在宅サービスセンター、休日・準夜急患こどもクリニック、休日応急歯科・障がい者歯科診療所
- ・町田市からの指定管理料を伴わない完全利用料金制を導入している施設

以上を監査対象外とした結果、監査対象とした部署及び施設は以下のとおりである。

表 1 監査対象とした部署及び施設

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
1	町田市立総合体育館	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体
2	三輪みどり山球場	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体
3	緑ヶ丘グラウンド	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・特定非営利活動法人町田 JFC 共同事業体
4	町田市子ども創造キャンパスひなた村	子ども生活部	児童青少年課	アクティオ株式会社
5	南大谷子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート
6	玉川学園子どもクラブころこ児童館	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート
7	鶴川学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
8	南第一さくら学童 保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
9	南大谷学童保育ク ラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
10	本町田学童保育ク ラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会
11	ころころ学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート
12	小山子どもクラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 青少年健全育成会ホシザクラ
13	小山田学童保育ク ラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会
14	成瀬中央あおぞら 学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
15	なかよし学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
16	わんぱく学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
17	そよかぜ学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
18	大蔵学童保育クラ ブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
19	藤の台ポケット組 学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 景行会
20	鶴川第二学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 明社会
21	函師学童保育クラ ブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
22	高ヶ坂けやき学童 保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
23	つくし野学童保育 クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
24	大戸のびっ子学童 保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
25	山崎学童保育クラ ブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 東香会
26	桜の森学童保育ク ラブ	子ども生活部	児童青少年課	社会福祉法人 貴静会

テーマ 指定管理者制度に関する事務の執行について

No.	施設名	所管部署		指定管理者(団体名)
		部名	課名	
27	町田市自然休暇村	子ども生活部	大地沢青少年センター	一般財団法人 川上村振興公社
28	町田市ふるさと農具館	経済観光部	農業振興課	七国山ふれあいの里組合
29	町田市七国山ファーマーズセンター	経済観光部	農業振興課	町田市農業協同組合
30	金森市民住宅	都市づくり部	住宅課	東京都住宅供給公社
31	忠生市民住宅	都市づくり部	住宅課	東京都住宅供給公社
32	町田中央公園	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
33	小野路公園	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
34	相原中央公園外 26 施設	都市づくり部	公園緑地課	特定非営利活動法人 レスポール相原
35	鶴川中央公園	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
36	鶴川 1 号緑地	都市づくり部	公園緑地課	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田共同事業体
37	日向山公園(公園区域の一部)	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
38	忠生公園(有料運動施設のみ)	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体
39	木曽山崎公園	都市づくり部	公園緑地課	アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体

出所)市提供資料により、監査人が作成

(2)直営で管理している公の施設の所管部署

地方自治法第244条の2第3項においては、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とある。そこで、今回の監査においては、公の施設の所管部署に対して、所管する公の施設に関する指定管理者制度の導入状況、直営で管理している施設がある場合、指定管理者制度の導入に向けた検討の状況等について確認した。

(3)総務部総務課

総務部総務課は、町田市の指定管理者制度の担当課として、指定管理者制度の運用に関する統一的な考え方や取扱いを整備している。具体的には、町田市指定管理者制度運用マニュアルの策定及び改正、町田市指定管理者候補者選考委員会の設置及び運用、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会の設置及び運用を行っている。そこで、今回の監査においては、町田市の指定管理者制度の運用に関する全般事項について、担当課としての総務部総務課に確認した。

4.外部監査の対象期間

2020年度の執行分

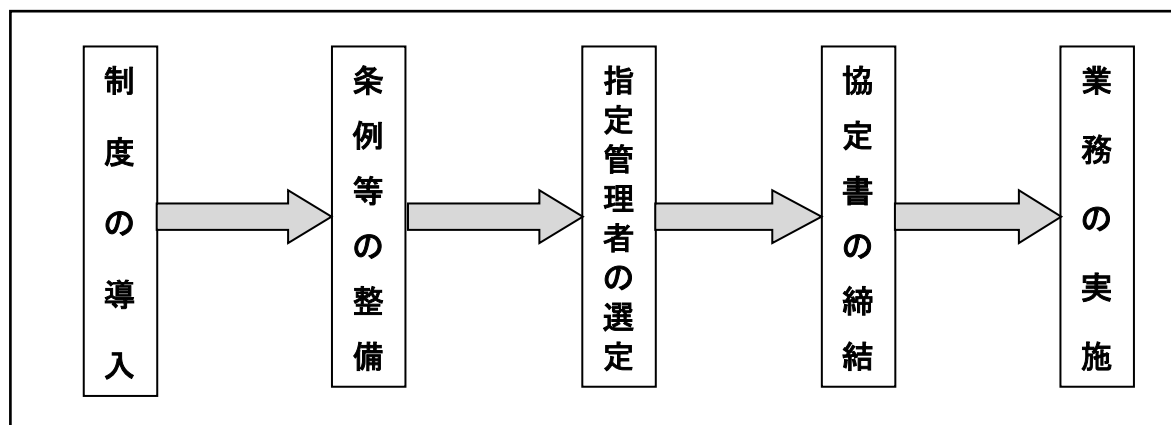
必要に応じて他の年度についても監査対象とする場合がある。

5.外部監査の実施期間

2021年5月27日から2022年1月27日まで

6.外部監査の基本的な視点

指定管理者制度は、通常、以下の手順で実施される。そこで、今回の監査においては、それぞれの段階において考えられる監査の視点を検討した。具体的には、以下のとおりである。



(1)「制度の導入」における監査の視点

指定管理者制度の導入計画が妥当であったかについて確認する。具体的には、指定管理者制度を導入せず直営としている施設については、その理由をアンケート調査等により確認し、その妥当性を検討する。指定管理者制度を導入している施設については、費用の削減効果や民間活用等による便益の向上が十分期待できると判断した上で、導入を決定したどうかを確認する。また、考え得る民間活力導入の手法として、指定管理者制度が最善かどうかを検討した上で決定したかについても確認する。

(結果)

指定管理者制度の導入状況については、「第4 監査の結果及び意見」「I 町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「I-1 指定管理者制度の導入状況について」において、アンケート調査の実施概要及び監査結果の総括意見として、「【意見 I-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について」と「【意見 I-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について」の2つの意見を述べている。

また、アンケート調査の結果については、「(別紙)公の施設調査」で、詳細に結果を記載している。

※ 施設ごとの監査の結果及び意見は、「第4 監査の結果及び意見」の「II」以降に記載している(以下、同様)。

(2)「条例等の整備」における監査の視点

指定管理者制度導入施設について、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が、施設の設置条例に適切に記載されているか確認する。

(結果)

指定管理者制度導入施設について、公の施設の設置条例を確認したが、合規性に反する重大な指摘事項は発見されなかった。

(3)「指定管理者の選定」における監査の視点

①公募(グルーピング)の単位は妥当か

指定管理者を公募する場合、複数の施設の管理を一括して行わせる公募(いわゆるパッケージ公募)も可能となっている。この場合、地域性や業務の効率性等を十分に考慮してパッケージ公募を活用しているか、その妥当性を検討する。

②公募、非公募の使い分けは妥当か

町田市においては、競争原理を働かせ、公正を期するために、指定管理者の募集は公募が原則であるため、非公募で選定された施設については、その妥当性を検討する。

また、公募で選定された施設においても、公募期間が短いなどの理由により、実質的に非公募と同様に競争原理が働いていない状況がないか精査する。

③候補者選考委員会は適切に運営されているか

町田市では、総務部総務課所管において、町田市指定管理者候補者選考委員会が設置されている。そこで、当該委員会の委員の構成が、選定の公平性・透明性確保のために適切な構成となっているか精査する。

また、委員会の議事録等のレビューによって、十分な審議の上指定管理者が決定されているか精査する。

④審査基準は妥当か

審査基準の内容を確認することによって、その審査項目や配点の妥当性を検討する。

⑤その他

1 者しか応募がなかった施設や 1 者も応募がなかった施設の分析などを行い、総合的に指定管理者の選定の妥当性を検討する。

(結果)

指定管理者の選定及び運営状況については、「第4 監査の結果及び意見」「I 町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「I-2 指定管理者の選定及び運営状況評価について」において、監査結果の総括意見として、「【意見 I-3】選定及び評価の単位について」、「【意見 I-4】グルーピングの考え方の統一について」、「【意見 I-5】選定方法について」、「【意見 I-6】指定管理者選考のための提出書類について(その1)」及び「【意見 I-7】指定管理者選考のための提出書類について(その2)」の5つの意見を述べている。

なお、町田市では、町田市指定管理者候補者選考委員会と町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が同じメンバー（学識経験者 4 名）で構成されていることから、指定管理者の選定と運営状況について、1 つの監査要点として総括意見を述べている。

(4)「協定書の締結」における監査の視点

①協定書の記載内容は妥当か

指定管理者の指定後に締結される「基本協定書」及び指定期間中の各年度に締結される「年度協定書」の内容を精査して、記載内容の妥当性を検討する。

また、協定書の締結日が適切な日付となっているか精査する。

②指定管理料は妥当か、また適切に利用料金制を導入しているか

指定管理料が適正に積算されているか妥当性を検討する。

また、料金収入を伴わない施設の場合「指定管理料のみ」であるが、料金収入を伴う施設の場合「指定管理料のみ」「指定管理料と利用料金制の併用」及び「完全利用料金制」の 3 種類の方法の中から最適な方法を選択しなければならない。よって、料金収入を伴う施設については、それぞれの施設において採用された方法の妥当性を検討する。

(注)利用料金制とは、公の施設の業務運営に伴って発生する料金収入を、その施設の指定管理者の収入として収受させる制度である。

(結果)

協定書の記載内容、指定管理料の妥当性及び利用料金制の導入状況については、合規性に反する重大な指摘事項は発見されなかった。

(5)「業務の実施」における監査の視点

①業務計画書、月例報告書及び業務報告書の内容は妥当か、また適時に提出されているか

協定書の規定に基づいて、指定管理者が業務計画書、月例報告書及び業務報告書を適時に提出しているか精査し、その内容の妥当性も検討する。

②収支の状況は妥当か

指定管理者が提出する事業報告書には、指定管理業務に関する収支の状況も含まれる。指定管理者が収入と支出を正しく積算・計上しているか精査する。

自主事業を行っている場合は、指定管理事業と自主事業の会計が適切に区分されているか精査する。

収入については、指定管理料のほかに利用料金収入やその他収入があるが、それぞれの内容を確認することにより、その金額の妥当性を検討する。一方、支出は指定管理業務を実施する上で発生する費用であるが、団体そのものの活動経費が支出に含まれていないかなど、支出の内容の精査に加え、経年比較等によって支出の削減効果が図られているか

を確認することにより、その妥当性を検討する。
例えば、注意すべき点は以下のとおりである。

(例1)収支差額が多額となっている場合

↓考えられる問題点

- ・指定管理料が過大となっていないか。
- ・要求される指定管理業務を実施していないのではないか。

(例2)収支差額がゼロである場合

↓考えられる問題点

- ・実際は収支がマイナスであるが、指定管理者が必要な支出を報告していないのではないか。
- ・年度末近くに消耗品等を購入することにより、収支を調整していないか。

③サービスの向上に向けて努力しているか

事業報告書の内容や、本格的に指定管理者制度を導入してからの利用者及び利用料金収入の推移を確認するなどにより、指定管理者制度導入以降サービスの向上が図られているか精査する。

④日常業務は妥当か

指定管理者が行っている日常業務が適正に行われているか、その妥当性を検討する。

例えば、料金収入などによって発生した現金の管理等が適切に行われているか精査する。また、公の施設を指定管理者が優先的に利用することで、一般の利用者に支障が生じていないかを精査する。

その他の日常業務についても現場視察等によって妥当性を検討する。

⑤再委託の内容は妥当か

指定管理者からの重要な再委託があれば、例えば随意契約の中に入札を実施すべきものがないかなど、その内容の妥当性を検討する。

⑥モニタリングは適切に実施されているか

所管課によるモニタリングが、適時・適切に行われているか精査する。

また、モニタリングの際に使用している「会計・経理実施状況チェックシート」が適切に活用されているか、またシートそのものが適切な内容となっているか、その妥当性を検討する。

さらに、町田市では、総務部総務課所管で町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が設置されている。そこで、当該委員会の運用状況を確認する。

(結果)

業務の実施状況については、「第4 監査の結果及び意見」「I 町田市の指定管理者制度全般に関する事項」「I-3 『指定管理者制度運用マニュアル』について」において、監査結果の総括意見として、「【意見 I-8】マニュアルの位置づけについて」、「【意見 I-9】会計・経理実施状況チェックシートについて」の2つの意見を、「I-4 物品の管理について」において、「【意見 I-10】物品管理の徹底について」の1つの意見を、さらには2020年度に特有な事項として、「I-5 新型コロナウイルス感染症への対応について」において、「【意見 I-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について」、「【意見 I-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について」の2つの意見を述べている(計5意見)。

まとめ

外部監査の基本的な視点	総括的な監査の結果及び意見	施設ごとの監査の結果及び意見
	第4 監査の結果及び意見	
「制度の導入」	「I 町田市の指定管理者制度全般に関する事項」 ・「I-1 指定管理者制度の導入状況について」及び ・(別紙)公の施設調査	「II レクリエーション・スポーツ施設(体育館、競技場)」以降
「条例の整備」	—	
「指定管理者の選定」	・「I-2 指定管理者の選定及び運営状況評価について」	
「協定書の締結」	—	
「業務の実施」	・「I-3 『指定管理者制度運用マニュアル』について」 ・「I-4 物品の管理について」 ・「I-5 新型コロナウイルス感染症への対応について」	

7.実施する主な監査手続

(1)概要の把握

町田市における指定管理者制度の導入経過や、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」等の資料を確認することにより、町田市における指定管理者制度の概要を把握する。

また、町田市で設置している候補者選考委員会や評価委員会での過去の議論の内容を確認する。

(2)町田市の公の施設全体の状況の把握

関係する全部署にアンケート調査を実施し、町田市の公の施設を特定する。また、同調査において、公の施設における指定管理者制度等の導入状況を把握するとともに、直営の場合はその理由や今後の方針などを確認する。

(3)関連資料の確認と現場監査

監査対象施設に関連する条例、協定書(基本、年度)、事業報告書(収支計算書を含む)その他関連書類を確認する。また、当該施設を所管する部署からの意見聴取を行う。

さらに、監査対象施設について、現場監査を実施し、管理の実態を確認する。

現場監査を実施した施設と日程は以下のとおりである。

表 2 現場監査を実施した施設と日程

施設名	所管部署	訪問日	監査担当 (訪問者)
鶴川学童保育クラブ	児童青少年課	2021年9月27日	小林
玉川学園子どもクラブ こころこころ 児童館	児童青少年課	2021年9月27日	小林
こころこころ学童保育クラブ	児童青少年課	2021年9月27日	小林
南大谷子どもクラブ	児童青少年課	2021年10月7日	青山、小林
大蔵学童保育クラブ	児童青少年課	2021年10月8日	青山、木下
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	児童青少年課	2021年10月8日	青山、木下
山崎学童保育クラブ	児童青少年課	2021年10月8日	木下
町田市自然休暇村	大地沢青少年 センター	2021年10月11日 (注)	青山、清水
小野路公園	公園緑地課	2021年11月8日	青山、岩崎
鶴川中央公園	公園緑地課	2021年11月8日	青山、岩崎
町田中央公園	公園緑地課	2021年11月8日	青山、岩崎
相原中央公園	公園緑地課	2021年11月17日	青山、岩崎

(注)長野県川上村にある町田市自然休暇村に前日(10月10日)入りし、11日に監査を実施した。

また、2021 年度に開催された「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」(学識経験者で構成される委員会)を傍聴し、委員会の実効性を確認した。

表 3 傍聴した町田市指定管理者管理運営状況評価委員会

開催日	対象施設	監査担当 (傍聴者)
2021 年 10 月 28 日 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興課所管「成瀬クリーンセンターテニスコート」 ・児童青少年課所管「三輪子どもクラブ」 ・児童青少年課所管「小山中央学童保育クラブ」 ・児童青少年課所管「南つくし野学童保育クラブ」 ・児童青少年課所管「相原たけの子学童保育クラブ」 	青山、清水

(注)前述のとおり、2021 年度における評価委員会の対象施設は監査対象から除外している。なお、成瀬クリーンセンターテニスコートは、グルーピングによる公募により、監査対象の町田市立総合体育館及び三輪みどり山球場と同じ指定管理者となっていることもあり傍聴した。

(4)報告書のとりまとめ

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

8.外部監査の補助者

岩崎康子	公認会計士	清水貴之	公認会計士
木下 哲	公認会計士	小林正和	公認会計士

9.利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第 2 選定した特定の事件の概要

1. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者等に行わせることを可能とする地方自治法上の制度である。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に 2003 年 9 月に創設された。具体的には、地方自治法第 244 条の 2 にその根拠が定められている。（「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より）

(2) 公の施設とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設」と定義され（法第 244 条第 1 項）、「公の施設」の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている（法第 244 条の 2 第 1 項）。よって、「公の施設」は、①施設であること、②住民の利用に供する施設であること、③住民の福祉の増進に寄与する施設であること、④地方公共団体が設ける施設であることの要件が必要となる。

また、地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が「公の施設」を利用することを拒んではならない（法第 244 条第 2 項）とともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（法第 244 条第 3 項）。

（「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より）

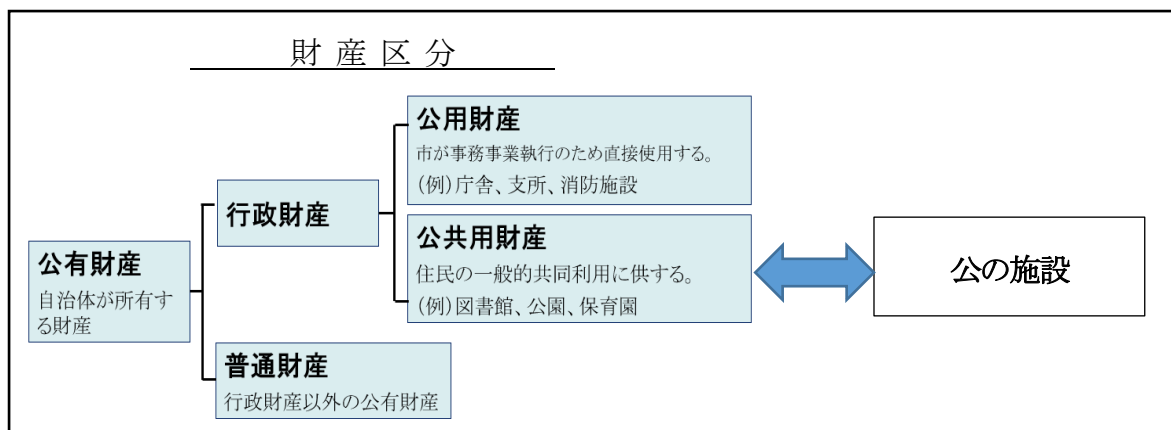
このように、「公の施設」は、一般住民（不特定多数）の利用を念頭においたものであるが、必ずしも設置者（地方自治体）の所有になければならないということはない。私的所有にかかる財産であっても、当該公の施設に対して地方自治体が何らかの権限を有していれば良い。

(参考)「公の施設」と「公共用財産」の関係

自治体が所有する行政財産は、庁舎など市が事務事業執行のため直接使用する「公用財産」と公園など住民の一般的共同利用に供する「公共用財産」に分けられる。「公共用財産」とは、住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とする財産をいうものであり、「公の施設」を構成する物的要素である場合が多い。

一方、「公の施設」は、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設であり、財産区分の 1 つではなく、施設を管理の側面から捉えた概念となる。

財産区分上、「公の施設」は主に「公共用財産」に該当し、地方自治法上は、「第 10 章 公の施設」に規定されている。前述のとおり、「公の施設」は、必ずしも自治体の所有でなければならないことはないもので、市の所有でなくても管理していれば「公の施設」を設けることができ、また、指定管理者制度を導入することが可能となる。



例えば、学校、公園、図書館等は、行政的管理の側面から見ると「公の施設」となり、それぞれの施設を組成する敷地、建物等の財産面に着目して見ると公共用財産となる。



(3)指定管理者制度が導入される以前との違い

指定管理者制度が導入される以前においても、自治体が「公の施設」を直営で管理する以外に、自治体が外部に管理を委ねることもできた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して、公共的団体や地方公共団体が出資する法人などの公的主体に限定されていた(これを「管理委託制度」という)。

「指定管理者制度」が創設されたことにより委託先の制限が排除され、公的主体に限らず民間事業者やボランティア団体などの民間主体にも公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができることとなった。

(地方自治法改正前)

地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

地方自治法施行令 第 173 条の 3(公の施設の管理受託者)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人
- 2 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

(改正後)

地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4)指定管理者制度の意義

指定管理者制度が創設された社会的背景としては、株式会社等の民間事業者においても十分な公的サービスを提供する能力が認められるという事実があげられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを積極的に活用し住民サービスの向上を図ることに加え、自治体としても、限られた予算の中で、管理運営費の縮減等を期待できることが挙げられる。つまり、高止まりしがちな公の施設に対する維持コスト等の行政サービスに伴うコストをいかに削減していくかは自治体にとって重要な課題なのである。

以上より、住民サービスの向上と行政サービスに伴うコストの削減を一体的に達成することが、指定管理者制度導入の意義となる。

(5)指定管理者になることができる団体

指定管理者になることができる団体は、「法人その他の団体」とされている(法第 244 条の 2 第 3 項)。団体であれば法人格の有無にかかわらず指定管理者に指定することができるが、個人を指定することはできない。また、複数の民間事業者で形成する共同事業体等の任意団体についても、指定することができる。

(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

(6)指定管理者の位置づけ

指定管理者の指定により公の施設の管理権限は、市長及び教育委員会(以下、「市長等」という。)から指定管理者に委任される。これにより指定管理者は、市長等に代わって公の施設の管理運営を行うものとして管理権限を行使する。条例で指定管理者が公の施設の使用許可の業務を行うものとして規定した場合は、指定管理者名で使用許可の行政処分を行う。

(「町田市指定管理者制度運用マニュアル」より)

このように、自治体と指定管理者との関係は、私法上の契約に基づくものではなく、指定という行政処分に基づくものである。

(7)指定管理者が行う業務

町田市指定管理者制度運用マニュアルにおいて、指定管理者が行う業務は、以下のよう
に規定している。

ア 指定管理事業

指定管理者は、公の施設の設置条例に定める業務の範囲において、指定管理事業の業務(以下、「指定管理業務」という。)を行う。施設の清掃、補修、点検などの施設管理業務や、受付・案内、イベントの企画・実施などのサービス業務のほか、施設の使用許可などの行政処分についても指定管理者が行うことができる。

イ 自主事業

指定管理者は、公の施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

自主事業の実施にあたっては、指定管理者はあらかじめ市の承認を受けなければならない。なお、自主事業の実施にあたっては、次のことに留意する。

- ・ 自主事業会計と指定管理事業会計とを明確に区分する。
- ・ 自主事業は、一民間事業者として行うものであり、公の施設の設置条例に基づく使用許可(利用承認)または地方自治法第238条の4第7項及び町田市公有財産規則第25条の2に基づく行政財産の使用許可(目的外使用許可)など、事業実施にあたって必要な手続きは適切に行うこと。

(8)指定管理者が行うことができない業務

法令により、以下の地方公共団体の長のみ
に属する権限については、指定管理者が行うことができない。

- ・ 使用料の強制徴収(法第231条の3)
- ・ 不服申し立てに対する決定(法第244条の4)
- ・ 行政財産の目的外使用許可(法第238条の4)
- ・ 過料の賦課徴収(法第14条第3項)
- ・ 使用料の減免(法施行令158条)

(9)利用料金制と指定管理料

指定管理事業に要する経費を賄うために、市は指定管理者に指定管理料を支払う。指定管理料は原則、指定管理事業の実施に必要と見込まれる経費の総額から、利用料金収入(利用料金制を採用している場合)等、指定管理事業から見込まれる収入の総額を差し引いて算定することになる。

ここで、利用料金制とは、指定管理者制度においては、公の施設の利用に係る料金(以下、

「利用料金」という。)を指定管理者の収入とすることができる制度のことである(法第 244 条の 2 第 8 項)。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものと規定されている。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市の承認を受けなければならない(法第 244 の 2 第 9 項)。

(10)総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の公表

総務省では、定期的に「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を行い、調査結果を公表している。直近では、2018 年 4 月 1 日現在の状況について、2019 年 5 月に公表している。調査内容は、指定管理者の形態(株式会社等)などの状況、指定期間の状況、選定手続きの状況などについてまとめているものとなる。

2.町田市の指定管理者制度の運用

(1)指定管理者制度の導入及び基本的方針の策定

指定管理者制度は、2003 年 3 月に「指定管理者制度」導入の方針が閣議決定され、同年 6 月に公の施設の管理の委託に関する制度を内容とした地方自治法の一部を改正する法律(2003 年 6 月 13 日法律第 81 号)が公布され 9 月に施行されたことによって開始された。

町田市では、2004 年 6 月に「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」を策定し、2004 年度に 14 施設において指定管理者制度の導入を開始した。その後、指定管理者制度の本格的な運用期に入ったことから、運用の見直しを行い、2008 年 6 月、新たに「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を策定した。以後何度か改訂されているが、当該指針を指定管理者制度の指針として運用している。この基本的方針の策定により、2008 年度からは選定過程の透明性・公平性を確保するために、「指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を設置し、外部の有識者による客観的な選考及び評価を受けることとしている。

(2)これまでの取組

町田市における指定管理者制度の導入から現在までの取組の状況は以下のとおりである。

表 4 町田市における指定管理者制度の導入から現在までの取組の状況

取組内容	
2004年度	○指定管理者制度導入(計14施設) ○「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」策定
2006年度	○指定管理者制度本格導入
2008年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」策定(「運用の方針」は廃止) ・指定期間を主に3年から「原則5年」とした。 ・募集方法を「原則公募」とした(非公募の規定は削除した)。 ・学識経験者で構成する「指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を設置した。 ・指定管理者に対するモニタリング及び評価を実施し、委員会で評価結果の検証を行うことにした。
2009年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・応募資格を「原則として市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」とした(市内に限定した場合、適当な団体が5団体に満たない場合は、適正な競争を確保するために対象を拡大する)。 ・選考委員会における最低基準を設定した。
2011年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定基準表に評価の視点欄を追加し、施設ごとに設定する様式に変更した。 ・最低基準を配点合計の1/2未満から60%(平均3.0点)未満に改めた。 ・選考委員会委員の人数の妥当性を検証し、基本的方針に「3名」と規定した。
2012年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・応募資格に該当しないものとして欠格事由(入札参加資格停止など)を設けた。
2013年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定時における管理運営状況評価結果の反映基準を定めた(最終年度を除く直近3か年度分)。
2014年度	○指定管理者に対する会計・経理に関するモニタリングを開始した。 ○評価委員会の検証対象施設を主に非公募施設としていたが、全施設に拡大し、指定期間中に一度は委員会での検証を実施することにした。 ○選考にあたり、所管課が必要と判断する場合は、委員会に対し外部有識者(オブザーバー)の招集を依頼することができることとした。
2015年度	○管理運営状況評価表について、要求水準を明確にし、データや目標値による評価を行う様式に改めた(指定管理者の自己評価欄を廃止した)。
2016年度	○「町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会」を「町田市指定管理者候補者選考委員会」と「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」に分割した。
2017年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ・選定手続きにおける管理運営状況評価結果を反映する年度を「最終年度を除く指定期間の全ての年度」に改めた。

取組内容	
2018年度	○選考委員会委員による施設見学を開始した。
2019年度	○「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」一部改定 ○指定管理者制度を導入している全施設が統一した考え方のもと、より精度の高い利用者アンケート調査を実施できるように、指定管理者が参照する「指定管理者利用者アンケート調査の手引き」と「指定管理者利用者アンケート調査 チェックリスト」を作成した。
2020年度	<p>【指定管理者候補者の選定における変更点】</p> <p>○選考委員会及び評価委員会の委員構成の変更</p> <p>○選考委員会が採点してきた項目の一部を、施設所管部が採点することとした。</p> <p>【指定管理者へのモニタリング及び評価における変更点】</p> <p>○指定管理者の管理運営状況評価に、選定時の提案内容の項目を追加し、達成状況を評価に反映することとした。</p> <p>○指定管理者が指定管理期間中に新たに取り組むサービスについて、サービスの質の評価項目における指標を追加できることとした。</p> <p>○新たに「労働条件モニタリング実施時の留意点」と「労働条件チェックシート」を作成、労働条件モニタリングを導入した。</p> <p>○評価委員会での委員意見は、対応状況管理表で進捗管理し、翌年度の評価委員会で報告するとともに市ホームページで公表することとした。</p>
2021年度	○労働条件モニタリング結果と会計経理モニタリング結果を評価に反映することとした。

3.町田市の公の施設の状況と指定管理者制度導入の状況

2021年4月1日現在、指定管理者制度を導入している公の施設は次表のとおりである。
町田市では、120施設(注)について指定管理者制度を導入している。

(注)下表ではNo.95までであるが、No.84の25施設を含めると、合計120施設となる。

表5 指定管理者制度を導入している公の施設

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
文化スポーツ振興部				
1	町田市民ホール	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	2019年4月1日 2022年3月31日	文化振興課
2	町田市フォトサロン	特定非営利活動法人 ワークショップハーモニー	2017年4月1日 2022年3月31日	文化振興課
3	町田市鶴川緑の交流館ホール等 (和光大学ポプリホール鶴川)	町田市鶴川緑の交流館指定管理業務共同事業体 ※文化・国際交流財団と和光産業の共同事業体	2017年4月1日 2022年3月31日	文化振興課
4	町田市立総合体育館	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	スポーツ振興課
5	三輪みどり山球場	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	スポーツ振興課
6	成瀬クリーンセンターテニスコート	株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	スポーツ振興課
7	町田市立室内プール	株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体	2019年4月1日 2022年3月31日	スポーツ振興課
8	緑ヶ丘グラウンド	株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・特定非営利活動法人町田 JFC 共同事業体	2018年11月1日 2023年3月31日	スポーツ振興課

第2 選定した特定の事件の概要

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
地域福祉部				
9	町田市大賀藕絲館	社会福祉法人 まちだ育成会	2019年4月1日 2024年3月31日	障がい福祉課
10	町田市わさびだ療育園	社会福祉法人 合掌苑	2019年4月1日 2024年3月31日	障がい福祉課
11	町田市美術工芸館	社会福祉法人 まちだ育成会	2020年4月1日 2025年3月31日	障がい福祉課
いきいき生活部				
12	小山田高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
13	つくし野デイサービスセンター	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
14	デイサービス鶴川	社会福祉法人 福音会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
15	デイサービス森野	株式会社 楓の風	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
16	デイサービス南大谷	特定非営利活動法人 桜実会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
17	玉川学園高齢者在宅サービスセンター	特定非営利活動法人 桜実会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
18	本町田高齢者在宅サービスセンター	特定非営利活動法人 湧和	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
19	デイサービス忠生	特定非営利活動法人 楓の風	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
20	デイサービス三輪	医療法人社団 三医会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
21	デイサービス榛名坂	特定非営利活動法人 明るい老後を考える会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
22	デイサービス高ヶ坂	株式会社 ツクイ	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
23	デイサービスあいほら	特定非営利活動法人 相原やまゆり会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
24	わくわくプラザ町田	公益社団法人 町田市シルバー人材センター	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
25	ふれあい桜館	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	2019年4月1日 2024年3月31日	高齢者福祉課
保健所				
26	休日・準夜急患こどもクリニック	一般社団法人 町田市医師会	2019年4月1日 2024年3月31日	保健総務課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
27	休日応急歯科・障がい者歯科診療所	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会	2019年4月1日 2024年3月31日	保健総務課
子ども生活部				
28	南大谷子どもクラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート	2018年4月1日 2023年3月31日	児童青少年課
29	玉川学園子どもクラブ ころころ児童館	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
30	木曾子どもクラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2018年1月1日 2022年3月31日	児童青少年課
31	三輪子どもクラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
32	小山子どもクラブ	特定非営利活動法人 青少年健全育成会ホシザクラ	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
33	町田市子ども創造 キャンパスひなた村	アクティオ株式会社	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
34	金森学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
35	高ヶ坂学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
36	藤の台学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
37	鶴川学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
38	木曾学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
39	森野学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
40	木曾境川学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
41	鶴川第四学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
42	南第一さくら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
43	南大谷学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
44	竹ん子学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
45	学童 21 保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課

第2 選定した特定の事件の概要

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
46	野津田学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
47	すまいる学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
48	ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
49	なんなる学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
50	七国山学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
51	鶴間ひまわり学童保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
52	小山ヶ丘学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
53	どろん子学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
54	小山学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
55	小山田学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
56	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
57	なかよし学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
58	わんぱく学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
59	そよかぜ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
60	大蔵学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
61	藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課
62	南つくし野学童保育クラブ	社会福祉法人 龍美	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
63	鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人 明社会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少年課
64	金井学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少年課
65	函師学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少年課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
66	高ヶ坂けやき学童 保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学 童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少 年課
67	つくし野学童保育ク ラブ	特定非営利活動法人 町田市学 童保育クラブの会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少 年課
68	本町田学童保育ク ラブ	社会福祉法人 貴静会	2019年4月1日 2024年3月31日	児童青少 年課
69	小山中央学童保育ク ラブ	社会福祉法人 景行会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少 年課
70	大戸のびっ子学童 保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学 童保育クラブの会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少 年課
71	山崎学童保育クラブ	社会福祉法人 東香会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少 年課
72	みわっこ学童保育ク ラブ	社会福祉法人 三輪愛光会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少 年課
73	相原たけの子学童 保育クラブ	社会福祉法人 町田市社会福祉 協議会	2020年4月1日 2025年3月31日	児童青少 年課
74	桜の森学童保育ク ラブ	社会福祉法人 貴静会	2021年4月1日 2026年3月31日	児童青少 年課
75	町田市自然休暇村	一般財団法人 川上村振興公社	2019年4月1日 2024年3月31日	大地沢青少 年センター
経済観光部				
76	原町田一丁目駐車 場	タイムズ 24 株式会社・タイムズ サービス株式会社共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	産業政策課
77	原町田一丁目第2 駐車場	タイムズ 24 株式会社・タイムズ サービス株式会社共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	産業政策課
78	町田市文化交流セン ター	株式会社 町田まちづくり公社	2021年4月1日 2026年3月31日	産業政策課
79	町田市小野路宿里 山交流館	特定非営利活動法人 小野路街 づくりの会	2020年4月1日 2025年3月31日	観光まちづ くり課
80	町田市ふるさと農具 館	七国山ふれあいの里組合	2019年4月1日 2024年3月31日	農業振興課
81	町田市七国山ファ ーマーズセンター	町田市農業協同組合	2019年4月1日 2022年3月31日	農業振興課
都市づくり部				
82	金森市民住宅	東京都住宅供給公社	2018年4月1日 2023年3月31日	住宅課
83	忠生市民住宅	東京都住宅供給公社	2018年4月1日 2023年3月31日	住宅課

第2 選定した特定の事件の概要

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
84	相原中央公園 外 25 施設	特定非営利活動法人 レスポア ール相原	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
85	野津田公園	日本体育施設株式会社・一般財 団法人町田市体育協会共同事 業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
86	小野路公園	株式会社ギオン・株式会社富士 グリーンテック・ファンリティパー トナーズ株式会社・株式会社東京 総合造園・特定非営利活動法人 アスレチッククラブ町田共同事 業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
87	鶴川中央公園	株式会社ギオン・株式会社富士 グリーンテック・ファンリティパー トナーズ株式会社・株式会社東京 総合造園・特定非営利活動法人 アスレチッククラブ町田共同事 業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
88	鶴川1号緑地	株式会社ギオン・株式会社富士 グリーンテック・ファンリティパー トナーズ株式会社・株式会社東京 総合造園・特定非営利活動法人 アスレチッククラブ町田共同事 業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
89	鶴間公園	株式会社石勝エクステリア・東急 スポーツシステム株式会社・日本 体育施設株式会社共同事業体	2019年11月1日 2029年3月31日	公園緑地課
90	町田中央公園	アシックススポーツファシリー ーズ株式会社・東急スポーツシス テム株式会社・株式会社協栄共 同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
91	日向山公園 (公園区域の一部)	アシックススポーツファシリー ーズ株式会社・東急スポーツシス テム株式会社・株式会社協栄共 同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
92	忠生公園 (有料運動施設のみ)	アシックススポーツファシリー ーズ株式会社・東急スポーツシス テム株式会社・株式会社協栄共 同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課
93	木曾山崎公園	アシックススポーツファシリー ーズ株式会社・東急スポーツシス テム株式会社・株式会社協栄共 同事業体	2019年4月1日 2024年3月31日	公園緑地課

No.	施設名	指定管理者	上段:指定開始年月日 下段:指定終了年月日	所管課
94	薬師池西公園	株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	公園緑地課
95	薬師池公園駐車場	株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング共同事業体	2020年4月1日 2025年3月31日	公園緑地課

出所市提供資料により、監査人が作成

(注) は、監査対象とした施設

第3 監査結果の概要

1. 指摘事項及び意見の件数

テーマ	指摘事項	意見	合計
指定管理者制度に関する事務の執行について	39	39	78

(注) 指摘事項及び意見の中には、特定の施設に対するものの他に、複数施設に共通する指摘事項及び意見もある。この場合、複数の施設に共通するものとして、まとめて1つの指摘事項及び意見として記載している。

2. 指摘事項及び意見の要約

項目	指摘事項	意見
I. 町田市の指定管理者制度全般に関する事項		
【意見 I-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について 指定管理者制度の導入の判断は、各所管課にあることは言うまでもないが、町田市指定管理者制度運用マニュアルの作成部署である総務部総務課は、町田市の公の施設を網羅的に把握した上で、各所管課がマニュアルの考え方に沿って、適切に指定管理者制度を導入、又は導入に向けた検討を行っているか常に確認を行われたい。		○
【意見 I-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について 公の施設について指定管理者制度導入を検討したことがないとの回答があった施設においても、「町田市公共施設再編計画」において明確な方向性が示されている施設などもあるが、これらの施設を除いては、指定管理者制度を含めた民間活用のメリット・デメリットを検討の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、総務省が公表している「公の施設の		○

項目	指摘事項	意見
指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を活用するなど、他自治体の状況との比較検討することが望ましい。		
<p>【意見 I -3】選定及び評価の単位について</p> <p>指定管理者の選考を行った委員が、指定管理者の評価にも関わることは大変意義のあることであり、他の自治体においても参考にすべきことと考える。この点、グルーピングを行った上で選考した施設については、評価においてもグルーピング単位で評価をすることも意義を見出せる。一方、市としては、選考時の提案内容をどの程度達成したか(選考と評価の一貫性)の視点よりも、個別の施設の管理状況を評価するという視点を重視する必要があるということで、施設ごとの評価を行っている。</p> <p>施設単位で所管部署が評価し、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が評価を検証するだけではなく、グルーピング単位で、評価又は評価を検証することにより、指定管理者そのものの業務の状況を確認することも重要である。施設単位での評価に加え、グルーピング単位での評価を検討されたい。</p>		○
<p>【意見 I -4】グルーピングの考え方の統一について</p> <p>市においては、スポーツ施設や公園施設について、グルーピングによる指定管理者の選定を行っている一方、多くの指定管理者施設を有する学童保育クラブなどは、1 施設ごとに指定管理者を選定している。</p> <p>この点、施設によっては、利用者の要望等を考慮して、グルーピングができないと考える施設もある。ただし、このような点を考慮しても、地域性を考慮してグルーピングを行うことのメリットが高い場合もある。市としては、まずグルーピングすべき施設について、統一的な考えを明確にした上で、各所管部署に示されたい。</p>		○
<p>【意見 I -5】選定方法について</p> <p>「指定管理者制度運用マニュアル」によると、公募において、応募団体が4 団体以上の場合は、当該公の施設所管部の部内選定会議で書類選考による第一次審査を行い、3 団体に絞り、町田市指定管理者候補者選考委員会で、指定管理候補者を選定するとしている。</p> <p>明らかに応募者のレベルに差がある場合に、原則第一次審査で3 団体に絞ることは問題ないが、僅差の場合に、4 団体以上が町田市指定管理者候補者選考委員会の選定の対象とする余地を残すことを検討されたい。</p>		○
<p>【意見 I -6】指定管理者選考のための提出書類について(その1)</p>		○

項目	指摘事項	意見
<p>指定管理者の選考にあたり、多くが指定申請の日の属する事業年度に加え、翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書の提出が求められている。</p> <p>正規の事業計画書が提出されたとしても、年度当初に作成された翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、3ヶ月の実績値のみを基礎として作成されているという意味において、選考の基礎資料として、適切なものとは言い難く、また、実態として提出できる事業者にのみ求めることとなっている現状もあり、必須の書類とせず、参考情報として任意の提出としても良いと考えられる。敢えて提出を求めるのであれば、理事会の議事録等により、正規の手続きにより作成された事業計画書及び収支予算書であることを確認すべきである。</p>		
<p>【意見 I -7】指定管理者選考のための提出書類について(その2)</p> <p>今回、監査を行った多くの施設において、「財産目録」、「都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書(直近1年間)」、「定款、法人の登記事項証明書」、「役員の名簿」の提出を求めている。</p> <p>財産目録については、参考情報として任意の提出としても良いと思われる。</p> <p>国税の納税証明書については、提出目的に合わせて様式を指定することが望ましい。</p> <p>登記事項証明書についても、提出目的に合わせて様式を指定した方が望ましい。定款については、そもそも登記事項証明書に加えて提出させる目的を明確にすべきであるが、提出を求める限り、最新の定款を提出させるべきである。</p> <p>役員名簿については、個人情報保護の観点から、役員の名簿として必要な情報項目に絞って要求すべきであり、役員の名簿としての必要記載項目または様式を提示すべきである。</p>		○
<p>【意見 I -8】マニュアルの位置づけについて</p> <p>現状、外部向けには「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、内部管理用には「町田市指定管理者制度運用マニュアル」があるが、所管部署によっては、マニュアルを指定管理者に提示して施設を管理させているケースも見られた。</p> <p>市は、2022年度中に、マニュアルをガイドラインに改称し、市ホームページで公表し、それと同時に基本的方針は廃止し、2022年度(後半)以降は、ガイドライン(公表用)のみとする予定となっている。内部向けの手続きなどはガイドラインにコメント等で追記</p>		○

項目	指摘事項	意見
<p>した形で運用(ガイドライン(内部向け用)する予定である。この方針については良いと考えるが、ガイドライン(公表用)とガイドライン(内部管理用)の扱いについて、ガイドラインの中で明記することにより、今までのように内部管理用のガイドラインが指定管理者に提示されることがないように徹底されたい。</p>		
<p>【意見 I -9】会計・経理実施状況チェックシートについて</p> <p>「会計・経理実施状況チェックシート」及び「労働条件チェックシート」の各項目について、その手続きの趣旨を理解し、適切な手法を実施し、結果としてチェックシートが正しく利用できるよう「会計・経理モニタリング実施時の留意点」「労働条件モニタリング実施時の留意点」を作成している。特に「会計・経理実施状況チェックシート」については、会計に関する専門的な知識のないものでも理解ができるよう、着眼点や実施手法についての詳細な説明を加えると共に、その理解を深めるための研修を行うべきである。</p>		○
<p>【意見 I -10】物品管理の徹底について</p> <p>いくつかの施設に対して現場監査を実施したところ、多くの施設において、物品リストと現物との不突合(リストにない物品の存在等)、備品シールの未貼付が散見された。また、年 1 回の現況確認を行っていない事例もあった。</p> <p>指定管理者制度が導入されている施設に関して、備品の管理を徹底されたい。</p>		○
<p>【意見 I -11】事業継続支援金の収支報告書への計上について</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の休止に対して、公の施設の安定的な管理運営とサービスの維持を目的として、指定管理者の事業継続を支援するための指定管理者事業継続支援金を設けている。</p> <p>指定管理者から提出された 2020 年度収支報告書において、本事業継続支援金を収入として計上している施設と計上していない施設があるなど、必ずしも指定管理者によって収支報告上の取扱いは統一されていない。</p> <p>今後、支援金を計上する場合は、市として統一の方法で計上するよう指導することが望ましい。</p>		○
<p>【意見 I -12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について</p> <p>市では、指定管理者制度を導入している全施設を対象として、毎年度、管理運営状況の評価を実施している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の休止は、指定管理者の努力で避けられるものではないが、この新型コロナウイ</p>		○

項目	指摘事項	意見
<p>ルス感染症の影響をどのように評価結果に反映するかについて、必ずしも施設によって統一されていない。</p> <p>次年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合には、影響を加味した目標値を設定することが望ましい。</p>		

項目	指摘事項	意見
Ⅱ. レクリエーション・スポーツ施設(体育館、競技場)		
(Ⅰ)町田市立総合体育館外 2 施設(スポーツ振興課)		
【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-1】備品一覧について 維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。	○	
【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-2】業務基準書について 業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。	○	
【意見Ⅱ(Ⅰ)-1】3 施設一括での管理者の指定によるメリットの検証について 町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場の管理者の指定にあたっては、3 施設を一括して行っている。 各年度のモニタリング等で管理経費の確認は個別の施設ごとに行われており、3 施設全体での総合的な検証は行われていない。指定管理期間満了後も 3 施設一括での管理者の指定を継続するかの是非を判断するためにも、当初想定していた費用の低減や業務効率性が確保されているか、事後的に検証することが望まれる。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-2】収入状況報告及び経費状況(収支)報告の確認について 指定管理期間の満了に伴う指定管理者の変更の際や新規の施設における指定管理者の選定にあたって指定管理者がどのような支出内容により事業運営を行っているかを理解しておくことは有用である。また、そのことが、民間のノウハウを今後の行政運営に取り入れることにもなるものと思われるため、支出の事実関係の確認だけではなく、当該支出がどのように事業運営に活かされているのかという観点でのモニタリングの実施が望まれる。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-3】指定管理料の妥当性の検証について 当初直営で実施した場合の費用が過大になるとしても、継続して市が運営していくことによるサービス向上や費用逡減がなされた上で、中長期的に優位性がないことについては、検討を加えるべきである。		○
【意見Ⅱ(Ⅰ)-4】利用者アンケートの分析について アンケート結果に基づく広義の分析や検討は、報告書提出後の協議や管理運営状況評価において行われているとのことで		○

項目	指摘事項	意見
あるが、民間のノウハウを活かすという指定管理制度の趣旨において、利用者ニーズの分析と対応策の検討は、最重要視されている要素の一つである。指定管理者に対して、より深い分析結果と今後への提言について報告書において言及するよう求める必要がある。		
(Ⅱ)緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)		
<p>【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-1】未納税額がある場合の欠格事由について</p> <p>指定管理者に選定された共同事業体の構成事業者の1者について、法人税の延滞税に係る未納税額の記載のある納税証明書が提出されていた。</p> <p>納税証明書発行日時点で、法人税の納付は済んでおり、町田市は、2017年11月13日の指定管理者候補者選考委員会の開催以前の2017年9月19日に当該延滞税が納付されたことを確認している。未納税額は少額でもあり、実質的なリスクは低いとは考えられるが、形式的には欠格事由に該当するため、実質的に欠格事由に該当しない旨の判断を行ったのであれば、その意思決定の経緯を明確にしておくべきである。特に未納税額納付の確認については、改めて、指定管理者候補者選考委員会開催以前の日付の納税証明書を徴取し、保存しておくべきである。また、今後同様の事態が生じた場合に備え、税の未納に関する欠格事由の具体的な取扱方法について、明確に定めておくべきである。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-2】業務基準書について</p> <p>業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-3】備品台帳について</p> <p>維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-4】事業報告書の確認について</p> <p>正確な事業報告書の作成を指定管理者に対して求めるとともに、報告書確認時の検証を強化すべきである。</p>	○	

項目	指摘事項	意見
Ⅲ レクリエーション・スポーツ施設(休養施設)		
(Ⅰ) 町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)		
【指摘事項Ⅲ(Ⅰ)-1】 指定管理者選考の日程について 申請書作成に必要な十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○	
【意見Ⅲ(Ⅰ)-1】 非公募による指定について 現在、一般財団法人川上村振興公社とは、様々な形で情報交換を行うとともに公の施設の指定管理者管理運用状況評価等のモニタリングを実施しているが、今後も、非公募による指定のほかに選択肢がないことに留意し、一般財団法人川上村振興公社及びその所管自治体である川上村との密な情報交換を継続的に実施していく必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-2】 指定管理料の妥当性について 市としては、自然休暇村のあるべき受益者負担割合を100%としている以上、今後も公費ゼロを目指すべきとなるが、教育的施設としては、一定程度の公費負担がされることは妥当であるとした場合でも、福利厚生施設として、どの水準まで公費が投入されるべきかについては検討が必要である。言い換えると、福利厚生施設としての役割と教育的施設としての役割が混在している自然休暇村において、あるべき受益者負担割合がどの程度が妥当であるかについては、現状の受益者負担割合が妥当か否かを判断するためにも、検討する必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-3】 業務仕様書について 一般財団法人川上村振興公社が継続して受託しているため、詳細な業務基準が定義されていない状況であっても特に支障なく管理運営業務は実施されているが、業務仕様書は、指定管理者管理運営状況評価の業務履行状況の確認の前提となるものであり、可能な限り、具体的かつ定量的に定義することを検討する必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-4】 精算項目の確認について 所管課は、精算書の全ての支出においては請求書、領収書、預金通帳等の原始証憑による確認を行っていなかったが、精算を行う支出については、実施が翌年度となったとしても、試査ベースではなく全件の精査を行う必要がある。		○
【意見Ⅲ(Ⅰ)-5】 管理物件の修繕等について 有償の施設として、不適當な状況であるため、引き続き協議を進め、安全性の確認や概算費用の見積については、実施した上で、修繕を行う必要がある。		○

項目	指摘事項	意見
IV 産業振興施設		
(I) 町田市ふるさと農具館(農業振興課)		
【指摘事項IV(I)-1】備品台帳について		
当初貸与品となる備品一覧については、年度協定書に添付すべきである。	○	
【指摘事項IV(I)-2】基本協定書と年度協定書の整合性について		
基本協定書と事業計画書の中に矛盾または齟齬のある場合の規定はあるが、基本協定書と年度協定書の間に対する規定がないため、業務仕様書を含む基本協定書の改訂を行うか、年度協定書が基本協定書に優先する旨を年度協定書に記載すべきである。	○	
【指摘事項IV(I)-3】指定管理料積算根拠の適切な情報提供について		
施設賠償責任保険の保証限度額は、費用ひいては指定管理料の見積にあたって、必要な項目であり、「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」の提示段階で、明記すべきである。	○	
【意見IV(I)-1】入館者数の報告について		
地域交流の場でもあるため、現在の入館者数も意味のある統計であるが、展示施設としてのふるさと農具館への入館者に関しても月次業務報告による統計だけでなく、年度報告としても報告することが望ましい。また、必要があれば、公の施設の指定管理者管理運営状況評価における施設利用者数の指標に含めることも検討されたい。		○
(II) 町田市七国山ファーマーズセンター(農業振興課)		
【指摘事項IV(II)-1】指定管理料の支払について		
新型コロナウイルス感染症の影響により、4月支払予定の指定管理料が、7月に支払われていた。 新型コロナウイルス感染症による影響については、特に指定管理者の責めに帰すべき事項ではないため、第1四半期の支払については、スケジュールどおり行い、必要があれば、第2回目以降の支払において調整すべきである。 また、同様の事態が今後発生することも想定し、支払が延滞した際の規定(延滞金の取決め等)を基本協定書に記載することも検討すべきである。	○	

項目	指摘事項	意見
V 基盤施設(公営住宅)		
(I)金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)		
【指摘事項V(I)-1】募集要項の記載事項について 非公募といえども選定の手続きについては、全て公表を行うべきであり、適切な手続きが実施されたことが検証できるよう、選定のスケジュールを募集要項に記載すべきである。	○	
【指摘事項V(I)-2】業務仕様書の見直しについて 「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」で見直しが行われている変更等の内容を踏まえ、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」について見直しを行うべきである。	○	
【指摘事項V(I)-3】指定管理者選考の日程について 申請書作成に必要な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○	
【指摘事項V(I)-4】月報の確認について 月報について入手時の確認を徹底し、正しい情報の入手に努めるべきである。	○	
【指摘事項V(I)-5】事業報告書の記載内容について 事業報告書には、基本的に、計画されていた事業の有無を記載するのではなく、実施した事項を記載するよう指導すべきである。 「職員に対する重要課題研修の実績」については、当該施設に関与する職員に関する研修実績の報告を求めるなど、当該施設の管理運営にどのように関与したかが理解できる報告書となるよう指導すべきである。 「経費節減の取組」については、経費節減の取組の結果としての定量的な縮減効果の報告を求めるべきである。 「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、事業報告書に実績値を記載するよう指導すべきである。	○	
【意見V(I)-1】指定管理料の妥当性の検証について 指定管理者制度と直営を比較するに当たって、2007年度の町田市直営による事務経費との比較表は、最新の直営による事務経費との比較でなければ正確な比較は出来ない。今後、新たな指定期間において指定管理者を評価する際には、指定管理業務に係る経費との比較だけでなく、指定管理者制度を導入したことによる効果も含め総合的に評価する必要がある。		○

項目	指摘事項	意見
VI 基盤施設(公園(公園内有料施設含む))		
(I) 総論 (公園緑地課)		
<p>【指摘事項VI(I)-1】事業報告書の収支状況の記載様式について</p> <p>第一に、収支報告の単位については、所管課がどの単位での収支報告を必要としているかによって決定する。収入については、施設ごとに把握することが可能であり、その必要もあるが、支出については施設ごとに把握できない場合もある。したがって、募集単位の収支状況の報告は全ての公園グループにおいて必須であるが、募集単位を構成する各施設の収支状況も必要であるのかは、所管課において検討する必要がある。</p> <p>第二に、収支項目については、全ての公園グループに共通のものを設定する必要がある。</p> <p>第三に、収支実績は事業計画書の収支計画と対比できるようにし、両者に乖離があった場合には、その理由を文章で簡潔に記載するようになる必要がある。また、基本方針には規定がないが、前年度との比較も行って、重要な増減がある場合には、その理由を文章で簡潔に記載しておくことが望ましい。さらに、利用者数・利用件数と利用料収入の関係についても、必要に応じて分析することが望ましい。</p> <p>上記の点について、所管課で検討し様式を設定して、全ての指定管理者に共通の様式で収支状況を報告するよう指導することが必要である。</p>	○	
<p>【指摘事項VI(I)-2】会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングの不実施について</p> <p>指定管理者の業務実施体制をモニタリングすることは、所管課にとって重要な業務である。したがって、2021 年度においては、例え緊急事態宣言が発出されたとしても、そのことのみを理由として会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施しないのではなく、他の所管課の動向や実施方法も参考にしながら、実施することを検討すべきである。</p>	○	
<p>【意見VI(I)-1】指定管理者による備品の現況確認の方法について</p> <p>指定管理者によっては、備品の現況確認の目的や方法が十分に理解されていないことがある。特に、指定管理者が初めて現況確認を実施する際には、事前にその目的や方法を丁寧に説明することが必要である。また、指定管理者から報告を受けるのみではなく、指定管理者に現況確認の方法を質問したり、現場を訪問した際に実際に何件か抽出して現況確認をしたりする方法によって、指定管理者による備品の現況確認が適切に行</p>		○

項目	指摘事項	意見
われているかを確認することが望ましい。		
(II)町田中央公園グループ(公園緑地課)		
【意見VI(II)-1】間接費の計上の妥当性について 間接費の計上が認められる場合と金額について、所管課としての考え方を整理し、担当者によって判断が異ならないようにしておくことが望ましい。金額の妥当性については、指定管理者に算定根拠を確認することも考えられるが、現金支出を伴わない費用であるため、所管課がその妥当性を検証することが難しい場合もある。したがって、金額の上限を決めておき、上限額を超えていないかをチェックすることも考えられる。		○
(III)小野路公園グループ(公園緑地課)		
【意見VI(III)-1】指定管理者の収支状況について 業務の委託範囲の見直しや光熱費の削減等によって収支状況を改善する余地がないか、運営方法を見直すことが望ましい。また、費用削減の取組みと併せて、各施設の利用料収入の増加に向けて、小野路グラウンドにおけるテレビ番組などの撮影の誘致や、稼働率の低い施設の自主事業による活用などの取組みを促進していくことが望ましい。		○
(IV)相原中央公園グループ(公園緑地課)		
【指摘事項VI(IV)-1】指定管理者から報告された収支状況の正確性について 指定管理者は、以下の点に留意して収支状況を報告すべきである。また、事業報告書を市に提出する前に、会計・税務の専門家がレビューすることも検討すべきである。 ①利用料収入の内訳の合計と収支状況の利用料収入を一致させるべきである。どの時点で利用料収入を計上するかは所管課で決定し、指定管理者間で会計処理方法を統一することが望ましい。 ②自主事業に係る費用と指定管理業務に係る費用を明確に区分して収支報告書に記載すべきである。 ③基本協定書によると、指定管理料によって購入した備品等は、市に帰属するものとなっているため、指定管理者は購入時に支出として計上し、減価償却費を計上すべきではない。また、指定管理料以外の財源によって購入した固定資産の減価償却費については、所管課で指定管理業務に必要な費用であることを確認した上で、計上の可否を判断することを検討されたい。 ④指定管理料の追加分及び対応する支出も含め、収支は漏れなく計上すべきである。 ⑤消費税は毎年度正確に算定すべきである。	○	

項目	指摘事項	意見
<p>一方、所管課では、提出された事業報告書の内容を検討して、不備があった場合は、指定管理者に修正・再提出することを要請すべきである。指定管理者は、町田市の公園・緑地等の管理以外の業務は行っていないので、指定管理者の決算書を入手して、市に提出している事業報告書の収支と大きな差異がないかを確認することも有効である。</p> <p>また、市のホームページに誤った情報を掲載することがないよう、事業報告書が正確に作成されていることを確認したうえで、当該報告書の数値に基づいて「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」を作成すべきである。</p>		
<p>【意見VI(IV)-1】運営形態を変更したことによる市の財政に与える影響について</p> <p>運営形態を変更する場合には、事前に市の財政に与える影響を分析し、指定管理者制度導入後も、従前と比べて財政負担が増えていないかを検証する必要がある。財政負担が増えているということは、指定管理料が過大になっている可能性や、運営形態を再度見直した方がよい可能性がある。</p>		○
VII 社会福祉施設(子どもクラブ)		
(II) 監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの		
<p>【指摘事項VII(II)-1】事業報告書の書式について</p> <p>事業報告書の書式と事業計画書の書式とを対比できるようにすべきである。</p> <p>一致させる方法として、事業計画書の書式を参考にして事業報告書を作成することが考えられる。</p>	○	
<p>【指摘事項VII(II)-2】応募団体数について</p> <p>2017年5月の時点での町田市の指定管理者の応募資格については、業務を適切に実施する能力を有する団体が5団体以上となると想定されるように募集対象の拡大を行うべきであった。</p> <p>例えば、募集対象の拡大のために、「市内に事務所・事業所を有する法人であること」という応募資格から市内の要件を外すことを検討すべきであったと考えられる。</p>	○	
<p>【指摘事項VII(II)-3】職員配置の確認について</p> <p>事業日誌のひな型に指導員名の欄を設け、その日の指導員の氏名および有資格者の人数を記載させ、担当課で確認できるようにすべきである。</p>	○	
<p>【意見VII(II)-1】備品シールについて</p> <p>市の備品シールの対象でない物品であっても、町田市物品管理規則第5条(1)備品に該当する物品については、備品シール</p>		○

項目	指摘事項	意見
で備品番号を付すことが望ましい。		
(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの		
1.南大谷子どもクラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品(Ⅰ種)の品目について 3件(ビデオプロジェクター、卓球台、リトルタイクスビクトリアキッチン)については、廃棄の手続きをとり、基本協定書の別紙 2 に示す備品(Ⅰ種)の品目から削除すべきである。また、1 件(ダイニングキャビネット(下))については、基本協定書の別紙 2 に記載すべきである。	○	
【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧への記載漏れについて 空気清浄機について、指定管理者は、南大谷子どもクラブ備品一覧にその名称等を記載すべきである。	○	
【意見Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品一覧の備品区分について ①備品管理台帳(備品一覧)の作成に資するため、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)について、計上金額の基準や消耗品との区別について明確化することが望まれる。 ②寄附や移管が行われた場合の扱いを、明記することが望まれる。 ③備品一覧について、市の担当課は子どもクラブで共通の様式を定めることが望まれる。 ④備品一覧について、市は指定管理者に、年に一度実査結果を提出するよう求めることが望まれる。		○
【意見Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧の備品区分について 基本協定書の別紙 2 に記載されている備品は、南大谷子どもクラブ備品一覧の備品区分欄にもⅠ種と記載する必要がある。		○
2.小山子どもクラブ(児童青少年課)		
【意見Ⅶ(Ⅲ)2-1】応募が 1 者であったことについて 「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020 年 2 月改定)の第 4.5 募集の方法において、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。		○
Ⅷ 社会福祉施設(町田市子ども創造キャンパスひなた村)		
(Ⅰ)町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について 事業計画の「財務・収支状況」に、指定管理業務に係る「収支の健全性」の項目を設定する必要がある。事業計画に記載され	○	

項目	指摘事項	意見
<p>た内容は収支の健全性にも関連するものであるが、指定管理業務の収支に係る健全性の視点からの目標等が示されている訳ではないことから、具体的な目標等についても併せて示すことが必要である。</p> <p>また、「財務の安全性」についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが必要である。</p>		
<p>【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-2】備品のたな卸の未実施について</p> <p>指定管理者は、業務仕様書に定める、年に一回の備品のたな卸しを確実に実施するとともに、市はその実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行う必要がある。また、毎年度の実施を求められていることから、その実施結果については、毎年度の業務報告書に記載する等の対応が必要である。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-3】備品シールの貼付状況について</p> <p>市は、未実施であった2020年度のたな卸しを補う意味も含めて、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品台帳に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-4】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について</p> <p>市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-5】備品(Ⅱ種)の帰属の定めについて</p> <p>備品(Ⅱ種)の帰属について改めて整理し、必要な場合には、基本協定書の改定等を行う必要がある。</p>	○	
<p>【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-6】備品(Ⅱ種)への備品番号の付与について</p> <p>2021年9月15日時点で備品(Ⅱ種)総数は37点にとどまるが、同種のものが複数存在する備品もあることから、個別に備品番号を付与し、実際の備品との対応関係を明確にして管理する必要がある。</p>	○	
<p>【意見Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書の項目について</p> <p>事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目にて事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要であ</p>		○

項目	指摘事項	意見
る。		
【意見Ⅷ(Ⅰ)-2】自主事業に係る事前承諾について 指定管理者が自主事業を行う際には、事前に業務計画書の提出を求めることが望ましい。		○
【意見Ⅷ(Ⅰ)-3】災害時等における指定管理料の調整方法等について 将来的に、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に限らず、不可抗力的な災害等により指定管理者の運営に影響が生じた場合に備えて、指定管理料の調整方法として想定される対応方針等を整理しておくことが望ましい。		○
Ⅸ 社会福祉施設(学童保育クラブ)		
(Ⅱ) 監査の結果及び意見が複数の施設に共通するもの		
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について 事業計画に記載された内容は、収支の健全性や財務の安全性を確保するために重要な手段であるが、それに加えて、収支の健全性については、具体的な目標等についても併せて示すことが望ましい。 また、財務の安全性についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが望ましい。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-2】特別保育加算額の充当先について 特別保育加算額の間接経費への充当については、基本額における間接経費への充当割合を上限とすることや、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配により生じる賃金相当額については人件費に充当することを求める等、特別保育加算額を充当し得る範囲を定めることが必要である。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-3】市からの貸与備品の明確化について 市が指定管理者に対して貸与した備品(Ⅰ種)の範囲を具体的に示し、管理責任を明確化するためにも、実際に貸与する備品(Ⅰ種)の内容を基本協定書に記載するか、基本協定書には、「備品(Ⅰ種)の種類及び数量については、別途、速やかに通知する」旨を定めた上で、備品管理簿を基礎とし、市が押印した備品(Ⅰ種)のリストを指定管理者に交付する等、より一層の明確化を図る必要がある。	○	
【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-4】備品番号に基づく備品管理の徹底について 市は、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行し	○	

項目	指摘事項	意見
<p>た上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品管理簿に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。</p>		
<p>【指摘事項IX(II)-5】取得価格 3 万円未満の備品(I 種)の取扱いについて</p> <p>例えば、備品(I 種)は町田市物品管理規則に基づく備品に限定し、それ以外の物品については、備品管理台帳登載外物品等とした上で、別途、必要な管理水準を定める等、取得価格 3 万円未満の備品(I 種)の取扱いを整理することが必要である。</p>	○	
<p>【指摘事項IX(II)-6】備品(II 種)及び備品(III 種)として管理すべき範囲の明確化について</p> <p>市は、指定管理者に備品(II 種)及び備品(III 種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。</p>	○	
<p>【指摘事項IX(II)-7】備品(I 種)と備品(II 種)の認識の整理について</p> <p>備品(I 種)の経年劣化等により、同種の備品を指定管理者が買い替えた場合の備品の分類について改めて整理した上で、指定管理者に周知を図る必要がある。</p>	○	
<p>【意見IX(II)-1】事業計画書の項目について</p> <p>事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目で事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。</p>		○
<p>【意見IX(II)-2】間接経費に対する上限額の設定等について</p> <p>学童保育クラブの公募においては、1 者のみの応募が続いており、価格面も含めた競争にさらされていないこともあり、公募時の条件として、間接経費の上限額を設定することが望ましい。また、収支予算書において公募時における間接経費の提案額よりも増額する場合には、指定管理者から増額の必要性を聴取し、その妥当性を検証する必要がある。</p>		○
<p>【意見IX(II)-3】精算対象経費に関する証憑類の提出範囲について</p> <p>所管課が全ての光熱水費に係る請求書等を精査することを前提としなくとも、光熱水費について請求書等の写しの提出を求めることを検討することが望ましい。</p>		○
<p>【意見IX(II)-4】応募資格の拡大について</p> <p>他の地方公共団体においては、株式会社が学童保育クラブの</p>		○

項目	指摘事項	意見
指定管理者に指定されている事例もある。新規事業者に参加の余地を広げることによるメリットとデメリットを改めて整理し、次期の指定管理者公募時から応募資格を拡大することが望ましい。		
(Ⅲ)監査の結果及び意見が特定の施設に対するもの		
1.なかよし学童保育クラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)1-1】 収支予算書について		
指定管理者に対して予算段階における収支均衡を求めるのであれば、その旨を改めて周知するとともに、収支予算書が提出された際には、所管課においても確認を徹底する必要がある。	○	
2.山崎学童保育クラブ(児童青少年課)		
【指摘事項Ⅸ(Ⅲ)2-1】 備品(Ⅰ種)の購入時等における市との事前協議の徹底について		
指定管理者に対して、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、市との事前協議を徹底する必要がある。	○	
3.桜の森学童保育クラブ(児童青少年課)		
【意見Ⅸ(Ⅲ)3-1】 応募が 1 者であることについて		
①「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020年2月改定)第4.5では、募集の方法について、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項補配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。		○
②応募者が 1 者のみであった場合、その事業者等が選定されること自体は、制度上問題はない。しかし、選定時の評価が著しく低い場合等、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から適切でない場合も想定されうる。そのような事業者等が選定されないために、あらかじめ募集要項で「応募者が 1 者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には選定されず、再度公募を行う」などの記載を行うことが望ましい。		